平成２７年（フ）第３２６号
札幌市北区太平10条５丁目１番３号
破産者　株式会社アガサ
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第８４号
岐阜市今町２丁目24番地
破産者　株式会社エルイエダ
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１６６６号
愛知県春日井市不二ガ丘１丁目57番地の２
破産者　有限会社雑喰アンドカンパニー
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８２４号
大阪市北区中津１丁目18番18号若杉ビル
破産者　株式会社ティフ．プランニング
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３３３号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目７番９号　堺筋本町プラザビル704号室
破産者　株式会社ケイズファクトリー
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３５号
大阪市北区豊崎４丁目６番27号
破産者　株式会社プール
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３６号
大阪市北区豊崎４丁目６番27号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西淀川区御幣島３丁目１番10号
破産者　株式会社プールｗｅｂ
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８１号
大阪市中央区内平野町２－４－16－404、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区釣鐘町２丁目１番７号　スパイヤー901号
破産者　有限会社クリスケイインターナショナル
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９０３号
大阪市住吉区苅田９丁目16番21－1302号、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区瓦屋町１丁目３番10号
破産者　福岡商事株式会社
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２７号
堺市中区八田南之町173番地の１
破産者　有限会社優徳商会
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第８号
熊本市中央区水前寺公園28番１号
破産者　株式会社アイネットワーク研究所
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２０４号
沖縄県那覇市小禄１丁目19番８号
破産者　有限会社だるま商事
1　決定年月日　平成27年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６０８号
仙台市泉区大沢２丁目１番地の４
破産者　有限会社オートプリーズ仙台
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
茨城県水戸市河和田１丁目1577番地の２グレース・ステーション102号
破産者　丈八創彩株式会社
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３４６号
茨城県那珂市額田北郷902番地
破産者　有限会社ＴＭＣ
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３８５号
茨城県那珂市杉384番地１
破産者　有限会社サラサホーム那珂
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１０５号
東京都武蔵村山市学園１丁目88番地の22
破産者　小澤　　操
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１４６号
神奈川県横須賀市浦郷町３丁目64番地
破産者　有限会社ワタンディー
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第８４号
山梨県甲府市堀之内町754番地１
破産者　株式会社新和社
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
山梨県甲府市青沼２丁目６番19号
破産者　有限会社総建
1　決定年月日　平成27年６月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係